

学校給食の提供及び学校給食費の支払について

1 学校給食の申込み・提供

広島市では、学校給食を学校教育活動の一環として実施しています。学校給食の提供を受けるためには、「学校給食申込書」の提出が必要です。この申込書の提出がない場合、学校給食の提供ができませんので、必ず児童・生徒一人について1枚ずつ通学する学校へご提出ください。

なお、在校生で昨年度までに学校に提出済みの方、新中学1年生で、広島市立の小学校で提出済みの方については、再度提出する必要はありません。

2 学校給食費について

(1) 令和8年度の1食当たりの学校給食費（保護者負担額）

学校区分	学校給食費単価 【※1】
小学校、特別支援学校（小学部）	0円 【※2】
中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校（中等部・高等部）	300円（令和7年度と同額です）

※1 国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」による支援のほか、国から別途措置される「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。（「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」として、小学校、特別支援学校小学部で60円、中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部・高等部で130円を補助しています。）

※2 特別支援学校小学部に在籍する児童であって、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援教育就学奨励費負担金の適用を受けている場合は、同制度による支援が優先されます。そのため、保護者の方が学校給食費を納めることが不要となるよう、委任状の提出をお願いいたします。（委任状の提出方法等については、後日お知らせします。）

(2) 学校給食費の納期限等

学校給食費は、各学校の学年ごとに、学校給食の年間予定日数に応じた年間予定給食額を設定し、それを年10回（6月～翌年3月）に分けて納めていただくことになります。

納期限は次の表の日付（令和8年度）となります。保護者の皆様には、毎年6月に改めて当該年度の納付額と納期限をお知らせします。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限	6月30日 (火)	7月31日 (金)	8月31日 (月)	9月30日 (水)	11月2日 (月)	11月30日 (月)	1月4日 (月)	2月1日 (月)	3月1日 (月)	3月31日 (水)

【例】中学生のお子様で、学校給食の年間予定日数が195日の場合

➤ 年間予定給食額…300円×195日＝58,500円

➤ 納付額…58,500円÷10回＝5,850円÷5,900円（100円未満切り上げ）

第1期～9期：5,900円

第10期：58,500円－（5,900円×9回）＝5,400円

※年間予定日数は、学校・学年ごとに異なります。

※行事の中止等で年間予定日数が増減になった場合、第10期の納付額を調整します。調整後の納付額は、3月にお知らせします。



(3) 学校給食費の納付方法

原則として、口座振替（口座振替手数料は広島市が負担します。）により納付していただきます。口座振替手続きがお済みでない方につきましては、「学校給食費・日本スポーツ振興センター共済掛金・放課後児童クラブ利用料金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入の上、各自で次の金融機関の窓口へ提出してください。

【広島市の指定する口座振替が可能な金融機関（30行）】

普通銀行	広島、もみじ、みずほ、三菱UFJ、りそな、三井住友、山口、西京、中国、山陰合同、鳥取、四国、愛媛、百十四、伊予、福岡、西日本シティ、ゆうちょ	信託銀行	みずほ、三菱UFJ
		信用金庫	広島、呉
		信用組合	広島県、広島市、広島商銀、朝銀西
		農業協同組合	広島市、ひろしま
		その他	中国労働金庫、広島県信用漁業協同組合連合会

※ 口座振替のお申込みは、児童・生徒お一人について1枚ずつ必要です。

※ 口座振替依頼書を金融機関に提出した後、手続完了までに約2か月の期間を要しますので、当初は納付書で納付をお願いする場合があります。

裏面もご確認ください

- ※ 残高不足等で納期限に口座振替ができなかった場合は、再振替は行いません。各納期限の20日以内に督促状（納付書付）を送付しますので、コンビニ・金融機関の窓口、スマホアプリでお支払いください。
- ※ 生活保護等の支援を受けている場合は、原則、各制度から学校給食費が振り替えられますので、保護者の方が納付する必要はありません。
- ただし、これらの支援が終了した場合は、口座振替により納付いただくことになりますので、速やかに口座振替に移行できるよう、現在支援を受けている方も口座振替依頼書の提出をお願いします。
- なお、就学援助の申請中で、まだ認定されていない場合は、給食費をお支払いいただく必要がありますので、口座振替依頼書の提出をお願いします。

(4) 食物アレルギー等による減額

医師の診断に基づく食物アレルギー等により、学校給食の一部を食べない場合の学校給食費の単価は、それぞれの学校区分の学校給食費単価から、食べないものに应じて、次の表の内訳の金額（令和8年度）を差し引いた単価とします。その単価を基に、納付額を決定（2の(2)参照）します。

学校給食費単価	学校給食費単価の内訳		
	ごはん・パン	おかず	牛乳
300円	67円	175円	58円

【例】食物アレルギーで牛乳を飲まない中学生の場合の学校給食費単価：300円－58円＝242円

3 学校給食の一時停止について

傷病等による入院や定期的な通院、中長期の欠席が見込まれる場合等、やむを得ない事情により、事前に学校給食を食べないことが分かっている場合は、学校給食を一時停止することができます。

その場合は、一時停止又は再開を希望する日の土・日・祝日を除く6日前までに、「学校給食停止・再開届」を学校に提出してください。

- ※ 食材発注等の関係から、学校給食停止・再開届の提出後、土・日・祝日を除く6日後からの停止・再開となります（停止できなかった学校給食については、学校給食費を徴収します。）ので、お早めに提出をお願いします。

【例】令和8年5月22日（金）以降の学校給食を停止（再開）したい場合

日付	14日(木)	15日(金)	16日(土)	17日(日)	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)
区分	⑥(提出期限)	⑤	—	—	④	③	②	①	停止・再開日

- ※ 学校給食の一時停止に伴う学校給食費の減額は、第10期の学校給食費で調整（2の(2)参照）しますので、第1期～第9期の納付額に変更はありません。
- ※ 個人の嗜好や、急な体調不良等による一時的な欠席は学校給食の停止の対象になりません。

4 学校給食申込事項・支払方法・給食費振替用口座の変更について

学校給食の申込み後に、次の①から④の事項について変更を希望する場合、「学校給食申込事項変更届」を速やかに学校に提出してください。

- ①保護者等氏名 ②児童・生徒氏名
 ③学校給食費の振替口座（口座名義のみ変更する場合）
 ④学校給食費の支払方法（口座振替から納付書払いへ変更）

- ※ ③について、金融機関の変更や父から母の口座への変更等を希望する場合は、口座振替依頼書を金融機関の窓口に出す（2の(3)参照）してください。
- ※ 住所の変更や、市立学校間での転校に伴う変更については、手続の必要はありません。

5 滞納者への対応

学校給食費をお支払いいただけない場合は、督促状を送付し、さらには催告状の発送、電話や訪問による催告を実施しているほか、弁護士法人に債権回収業務を委託しております。

滞納が続き、広島市からの連絡にに応じていただけないような場合は、学校給食費納付の公平性を図るため、裁判所を通じた法的措置を含め、厳正な処置を取らせていただきます。

お問合せ先 広島市教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課 食育係
 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目7番40号
 TEL：082-504-2490 E-Mail：kyo-kenko@city.hiroshima.lg.jp



※ 各書類が必要な場合は、広島市のHPからダウンロードしていただくか、お子様の通う学校にお問い合わせください。